

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）その他の関係法令及び本件契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 担当部局

別記の1のとおり

2 入札に付する事項

別記の2のとおり

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者（更生又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (4) 東芝エレベータ株式会社製の昇降機設備を修繕できるものであること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (6) 公告期間中に行う入札参加資格確認において、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (7) 入札参加申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの期間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。また、愛媛県知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

入札参加資格確認に関する事項は、別記の5のとおり。

5 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の1に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を、それぞれ定められた期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。（別添の「記入例」を熟覧すること。）

- ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (5) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。（別添の「記入例」を熟覧すること。）また、委任状は、入札書とは別封筒に封入し、当該封筒の封皮に氏名、件名を記載して提出すること。
 - (6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いなければならない。
 - (7) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る一切の諸経費を含めた総額の金額を記載するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (8) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
 - (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に5(4)で押印した印鑑を押印しておかなければならない。ただし、金額部分を訂正することはできない。また、委任状の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に入札参加者本人の印鑑を押印しておかなければならない。
 - (10) 入札書は、封入のうえ提出すること。
 - (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
 - (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
 - (13) 3の資格の審査に係る申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象とはしない。

6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時及び場所は、別記の7のとおり。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

なお、開札会場には、入札参加者又はその代理人、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）並びに入札参加者又はその代理人が立ち会わないときにおける入札に立ち会う職員を除き、他の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は開札会場に入場できない。また、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、開札執行の完了に至る

まで開札会場を退場することができない。

- (4) 入札参加者又はその代理人が開札に立ち会うため開札会場に入室する場合は、入札参加資格確認結果通知書又はその写しを入札関係職員に提示するものとし、代理人にあっては委任状を提示しなければならない。
- (5) 開札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合をした者
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。また、代理人は、自らが入札参加者となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立会っているときは直ちに、その他の場合にあつては、別に定める日時において再度の入札を行う。また、3回の入札をするも更に落札者がいないときは、2回を限度として見積りに移行するものとする。
- (8) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合わせには参加できないものとし、3回目の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合わせには参加できないものとする。

7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき（関与した全ての入札書が無効）
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき（関与した全ての入札書が無効）
- (4) 入札書及び委任状において、件名に重大な誤りのあるとき
- (5) 入札金額の記載が不明瞭なとき
- (6) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき
- (7) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき
- (8) 入札書及び委任状の記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき
- (9) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、5(9)の訂正部分に係る押印がないとき
- (10) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名若しくは押印のない、又は判然としないとき。
- (11) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき（代理入札における注意事項を、別添の「記入例」に示しているので、熟覧すること。）
 - ア 代理入札であるにもかかわらず、入札参加者本人による入札書を厳封して持参したとき。
 - イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき。
 - ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき。
 - エ 委任状に代表者印がないとき（社印は意思表示にならない）。
 - オ 委任状に代理人の印がないとき。
 - カ 入札書に代理人の印がないとき。
 - キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）。
 - ク 代理人の印がシャチハタ印であるとき。
- (12) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。

- (13) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (14) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 入札保証金を必要とする場合で、その額が所定の額に達しない入札書
- (16) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (17) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (18) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札参加者又はその代理人にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合がある。この場合において、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とすることがある。なお、入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない
 - ア 契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるとき。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、指定の期日までに契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することができる。
- (2) 契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに知事が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 愛媛県知事及び契約の相手方と決定した者が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の受領期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者はこれを免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続に従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、上記（1）において、免除の決定を受けたものはこれを免除する。

(3) 上記（1）及び（2）に定めるもののほか、入札保証金及び契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

12 その他の事項

(1) 入札参加者又はその代理人は、3の入札参加資格を有することを指定する期日までに入札参加者の負担において証明し、完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続上知り得た各種情報を、開札日以降も他の者に一切漏らしてはならない。

(3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。

別 記

1 担当部局

愛媛県観光スポーツ文化局文化局まなび推進課生涯学習係（担当者：渡部）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（N T Tコム松山ビル3階）
電話 089-947-5620
ファクシミリ 089-913-2617
電子メール manabisuishin@pref.ehime.lg.jp

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
愛媛県生涯学習センター昇降機維持修繕 一式
- (2) 業務の内容等
仕様書による。
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和7年3月25日まで
- (4) 履行場所
愛媛県生涯学習センター
（所在地：愛媛県松山市上野町甲650番地）
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、(2)に要する総額を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に関する照会

入札参加者は、仕様書等入札に関する質問がある場合には、次により照会すること。

- (1) 照会期限
令和6年5月8日（水）午後5時15分まで
- (2) 照会方法
ファクシミリ又は電子メールにより照会書を提出すること（送信後に電話により受信について確認すること。電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスは1に同じ。）。
- (3) 質問に対する回答
令和6年5月10日（金）午後5時までに、入札参加の意思を示した全ての者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答する。

4 愛媛県の製造の請負等に係る一般競争入札に参加資格審査申請に関する照会先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2156

5 入札参加資格等の確認

- (1) 提出書類
ア 入札参加申請書
イ 誓約書
ウ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、「入札保証金免除申請書」及び過去2年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類（2件以上）
- (2) 提出方法

持参又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による。

持参場所及び送付先は1に同じ。なお、郵便の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。また、封筒に件名、開札日及び商号又は氏名を記入するとともに、「入札参加申請書在中」と朱書きすること。

(3) 提出期間

令和6年4月26日（金）から5月8日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）とし、郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）の場合は、同期間内に必着のこと。

(4) 結果の通知

申請者には、令和6年5月10日（金）午後5時までに確認結果をファクシミリ又は電子メールにより通知する。

(5) その他

ア 申請者は、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 提出された入札参加申請書及び添付書類は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。また、当該書類は返還しない。

6 入札書の提出方法

持参により直接提出すること。郵送等による提出は認めない。

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和6年5月15日（水）午前10時30分

場所 愛媛県美術館 3階会議室